

2016年6月末

連結自己資本規制および 連結流動性規制に関する開示

金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第208条の28第1項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第57条の17第2項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項に基づき行う開示

事業年度 自 2016年4月1日
(第113期) 至 2016年6月30日

野村ホールディングス株式会社

目次

第1部 連結自己資本規制に関する開示	2
第1章 連結自己資本規制比率に関する事項	3
第2章 自己資本の構成に関する開示事項	4
第3章 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項	9
第4章 自己資本調達手段に関する契約内容	10
1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式	10
2. 野村ホールディングス株式会社 第1回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定)	11
3. 野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)	14
4. 野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)	17
5. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)	20
6. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	22
7. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)	24
8. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	26
9. 野村証券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)	28
10. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金	31
11. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金	32
12. キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO.,LTD 非支配持分	33
13. Nomura Asset Management Taiwan Ltd. 非支配持分	34
14. Nomura Asia Investment (VietNam) Pte Ltd 非支配持分	35
15. Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分	36
16. 株式会社杉村倉庫 非支配持分	37
17. Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd. 非支配持分	38
18. 株式会社ウエルス・スクエア 非支配持分	39
第5章 連結レバレッジ比率に関する開示事項	40
第2部 連結流動性規制に関する開示	42
第1章 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	43

第1部 連結自己資本規制に関する開示

(経営の健全性の状況)

〔金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件(平成22年金融庁告示第132号)に基づき行う開示〕

第1章 連結自己資本規制比率に関する事項

		(単位:十億円、%)	
		当最終指定親会社 四半期末 (2016年6月末)	前最終指定親会社 四半期末 (2016年3月末)
連結における普通株式等Tier1資本の額	(A)	2,463.6	2,469.4
連結におけるTier1資本の額	(B)	2,555.1	2,577.5
連結における総自己資本の額	(C)	2,869.8	2,900.6
リスク・アセット	(D)=(E)+(F)+(G)	15,036.4	15,970.5
信用リスク・アセットの額の合計額	(E)	8,253.7	7,872.0
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(F)	3,991.5	5,307.4
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	(G)	2,791.2	2,791.2
連結総所要自己資本額	(D) × 8%	1,202.9	1,277.6
連結普通株式等Tier1比率(%)	(A)/(D) × 100	16.3%	15.4%
連結Tier1比率	(B)/(D) × 100	16.9%	16.1%
連結総自己資本規制比率(%)	(C)/(D) × 100	19.0%	18.1%

第2章 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	2016年6月末		2016年3月末		国際様式の 該当番号
	当最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	前最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,655,527		2,639,467		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,284,352		1,287,199		1a
うち、利益剰余金の額	1,526,834		1,500,786		2
うち、自己株式の額()	155,659		148,517		1c
うち、社外流出予定額()	-		-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		-		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	30,957	20,638	12,056	8,037	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,053		3,527		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,627,623		2,655,050		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	117,445	78,297	125,269	83,512	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	44,450	29,633	48,458	32,305	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	72,995	48,663	76,811	51,207	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	5,742	3,828	5,277	3,518	10
繰延ヘッジ損益の額	-	-	-	-	11
適格引当金不足額	14,420	9,613	13,418	8,945	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	14,783	9,855	27,812	18,542	14
退職給付に係る資産の額	11,071	7,380	11,896	7,930	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	612	408	2,020	1,346	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	20

(単位：百万円、%)

項目	2016年6月末		2016年3月末		国際様式の 該当番号
	当最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	前最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調 達手段のうち普通株式に該当するものに関 連するものの額	-	-	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サーピ ング・ライツに係るものに限る。)に関連する ものの額	-	-	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。)に関連するものの額	-	-	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	-		-		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 の額 (ロ)	164,072		185,691		28
普通株式等 Tier1 資本					
普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ))	2,463,550		2,469,359		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-		-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の 額	-		-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	165,000		165,000		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調 達手段の額	-		-		
その他 Tier1 資本調達手段に係る調整後非支配 株主持分等の額	1,128		1,267		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		33+35
うち、最終指定親会社及び最終指定親会 社の特定目的会社等の発行する資本調達 手段の額	-		-		33
うち、最終指定親会社の連結子法人等(最 終指定親会社の特別目的会社等を除く。) の発行する資本調達手段の額	-		-		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目 の額に算入されるものの額の合計額	20,638		8,037		
うち、その他の包括利益累計額及びその他 公表準備金の額	20,638		8,037		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	145,490		174,304		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手 段の額	-	-	-	-	39

(単位：百万円、%)

項目	2016年6月末		2016年3月末		国際様式の 該当番号
	当最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	前最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	3,001	2,001	3,001	2,001	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	50,951		63,136		
うち、無形固定資産(のれんに係るものに限る)の額	29,633		32,305		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く)の額	6,656		7,817		
うち、期待損失額の対適格引当金超過額を2で除した額	4,807		4,473		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-		
うち、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	9,855		18,542		
うち、繰延税金資産の Tier1 基準額超過額	-		-		
Tier2 資本不足額	-		-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	53,952		66,137		43
その他 Tier1 資本					
その他 Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (ヘ)	91,538		108,166		44
Tier1 資本					
Tier1 資本の額((八) + (ヘ)) (ト)	2,555,088		2,577,525		45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		-		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	169,395		169,514		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-		
Tier2 資本調達手段に係る調整後非支配株主持分等の額	265		298		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	152,099		160,033		47+49
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	91,320		91,320		47
うち、最終指定親会社の連結子法人等(最終指定親会社の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	60,779		68,713		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計	-		-		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	-		-		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-		

(単位：百万円、%)

項目	2016年6月末		2016年3月末		国際様式の 該当番号
	当最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	前最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	
うち、非支配株主持分の額	-		-		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	321,760		329,845		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	171	114	192	128	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に 算入されるものの額の合計額	6,921		6,601		
うち、意図的保有の額	-		-		
うち、他の金融機関等の資本調達手段の 額	2,115		2,129		
うち、期待損失額の対適格引当金超過額 を2で除した額	4,807		4,473		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	7,092		6,793		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	314,667		323,052		58
総自己資本					
総自己資本合計((ト) + (ヌ)) (ル)	2,869,756		2,900,577		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるも の額の合計額	53,624		56,185		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲー ジ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額	42,007		43,390		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを 除く)の額	3,828		3,518		
うち、退職給付に係る資産の額	7,380		7,930		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計 上されるものを除く)の額	408		1,346		
うち、自己保有その他 Tier1 資本調達手段 の額	-		-		
うち、自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-		-		
うち、少数出資金融機関等の普通株式の 額	-		-		
うち、少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-		
うち、少数出資金融機関等の Tier2 資本 調達手段の額	-		-		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調 達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-		-		

(単位：百万円、%)

項目	2016年6月末		2016年3月末		国際様式の 該当番号
	当最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	前最終指定 親会社 四半期末	経過措置による 不算入額	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものに関連するものの額	-		-		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	15,036,371		15,970,545		60
連結自己資本規制比率					
連結普通株式等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	16.3%		15.4%		61
連結 Tier1 比率((ト)/(ヲ))	16.9%		16.1%		62
連結総自己資本規制比率((ル)/(ヲ))	19.0%		18.1%		63
調整項目に係る参考事項(6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	117,715		151,073		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	187,447		85,340		73
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	61,381		59,888		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)					
一般貸倒引当金の額	-		-		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-		77
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びビジュアル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)					
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	186,792		186,792		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	60,880		60,580		85

第3章 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項

(単位:百万円)

	連結規制貸借対照表の各項目の額		第2章の対応項目 (国際様式の 該当項目)
	当最終指定親会社 四半期末 (2016年6月末)	前最終指定親会社 四半期末 (2016年3月末)	
資産			
現金・預金	2,335,211	3,873,659	
貸付金および受取債権	3,158,985	2,956,017	
担保付契約	16,950,645	15,077,660	
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	17,516,929	16,385,089	
その他の資産	2,519,791	2,347,347	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	74,083	80,763	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	131,229	137,955	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額	-	-	20,24
資産合計	42,481,560	40,639,772	
負債			
借入金、支払債務および受入預金	12,036,838	13,041,003	
担保付調達	19,516,137	16,605,591	
トレーディング負債	7,528,501	7,499,335	
その他の負債	754,660	807,814	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額に係る繰延税金負債	-	-	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額に係る繰延税金負債	9,571	9,937	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額に係る繰延税金負債	-	-	20,24
負債合計	39,836,136	37,953,743	
資本			
資本金及び資本剰余金の額	1,284,352	1,287,199	1a
利益剰余金	1,526,834	1,500,786	2
累積的その他の包括利益	51,594	20,093	3
自己株式	155,659	148,517	1c
非支配持分	41,492	26,469	
資本合計	2,645,425	2,686,029	

第4章 自己資本調達手段に関する契約内容

1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式

自己資本調達手段(普通株式)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP3762600009
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	594,493 百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	株主資本
	連結貸借対照表	株主資本
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類(22)	永久劣後債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

2. 野村ホールディングス株式会社 第1回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AGD1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	第1回任意償還条項付無担保永久社債 (債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	165,000 百万円
9	額面総額(4)	165,000 百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2016年1月27日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2021年6月15日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	2021年6月15日以降の各利払日(本社債の元金につき損失吸収事由に係る債務免除がなされている場合を除く。)、又は税務事由若しくは資本事由(発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、金融庁その他の監督当局が定める自己資本規制比率基準に照らして、本社債が発行者のその他 Tier1 資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合)が発生した場合において、任意償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2021年6月15日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	2016年1月28日から2021年6月15日まで: 年3.36パーセント 2021年6月15日の翌日以降: 6か月物ユーロ円 LIBOR + 3.20パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	

28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	有
31	元本の削減が生じる場合 (19)	(i) 損失吸収事由: 発行者が報告又は公表した連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を下回った場合 (ii) 実質破綻事由: 内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 (iii) 倒産手続開始事由: 発行者につき倒産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無 (21)	有
34	その概要	元金回復がなされた後においても、十分に高い水準の連結普通株式等 Tier1 比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定する場合
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	劣後債務 (本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く)
36	非充足資本要件の有無 (23)	無
37	非充足資本要件の内容 (23)	

その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

発行者は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であると其の完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本社債の利息の全部又は一部の支払を行わないことができる。この場合、発行者は、その次の利払日に支払うべき本社債の利息の支払又は不支払を決定するまでの期間中、(i) 発行者の普通株式及びその他 Tier1 資本調達手段に該当する発行者の株式 (配当最優先株式を除く。) に対する金銭の配当並びに(ii) その他 Tier1 資本調達手段に該当する配当最優先株式に対する優先配当金の額の半額に、当該利払日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行う部分として発行者が決定した割合を乗じた額を超える額の金銭の配当を行う旨の取締役会の決議又はかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出等を行わない。

(2) 利払可能額制限

発行者が各利払日に支払うべき本社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、発行者は当該限度額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。「利払可能額」とは、ある利払日における発行者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以後当該利払日の前日までに支払われた本社債、同順位証券及び劣後証券の配当及び利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき本社債の利息の総額並びに配当最優先株式及び同順位証券の配当又は利息の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額をいう。

「同順位証券」とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本社債と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

「劣後証券」とは、発行者の債務で、利息に係る権利について本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)又は(2)に基づき支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。

債務免除特約の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

発行者が報告又は公表した連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を下回った場合、本社債の元金のうち、本社債及び他の負債性その他 Tier1 資本調達手段等の全部又は一部の免除又は普通株式転換により発行者の連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を上回ることとなるために必要な額として、発行者が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額を、本社債の元金の総額及び他の負債性その他 Tier1 資本調達手段等の元金の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額、並びに当該金額の元金に応じた利息について、発行者は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

発行者について預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われた場合、発行者は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

発行者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、発行者は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、発行者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等 Tier1 比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、発行者が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

劣後特約の概要

本社債は、発行者の清算手続(特別清算手続を除く。)における債務の支払に関し、実質的に、発行者の一般債権者及び期限付劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、残余財産分配最優先株式と同順位となる。

3. 野村ホールディングス株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260ABC4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第1回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	153,695 百万円
9	額面総額(4)	154,300 百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2011年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2016年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がパーゼル III 基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないとは判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	2011年12月27日から2016年12月26日まで: 年2.24パーセント 2016年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフワード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	

27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	有
31	元本の削減が生じる場合(19)	<p>または の事由が生じた場合: 本社債及び発行者の Tier2 資本として扱われる発行者の他の債務(本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。)にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p> <p>公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲(20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無(21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本劣後特約(1) ないし と実質的に同一またはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本劣後特約(1) を除き本劣後特約(1)と実質的に同一の条件を付された債権は、本劣後特約(1) ないし と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)(かかる条件を付された債権を、本社債に基づく債権とともに、以下「劣後債権」という。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 発行者について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 野村ホールディングス株式会社 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BBC2
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び条件付債務免除特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	15,700 百万円
9	額面総額(4)	15,700 百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2011年12月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021年12月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2016年12月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
15	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	特別早期償還特約の対象となる事由: 発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、本社債がパーゼル III 基準に準拠して金融庁その他の監督当局が定める発行者に適用ある自己資本規制比率算入基準に照らして、発行者のTier2資本として扱われなくなるおそれが軽微でないとは判断した場合(発行者のTier2資本の算入制限超過を理由として発行者のTier2資本として扱われなくなる場合を除く。) 償還金額:各社債の金額100円につき100円
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動
18	配当率又は利率(11)	2011年12月27日から2016年12月26日まで: 年2.24パーセント 2016年12月26日の翌日以降: 5年物円スワップのオフワード・レートに1.70パーセントを加算し、小数点以下第3位を切り上げたもの。
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	

28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	有
31	元本の削減が生じる場合(19)	<p>または の事由が生じた場合: 本社債及び発行者の Tier2 資本として扱われる発行者の他の債務(本元本の削減に係る特約と同等の特約が付されたものに限る。)にかかる債務減免がなければ、発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p> <p>公的機関またはこれに類似する組織による資本注入またはこれに準ずる行為がなければ発行者が存続不可能になると金融庁その他の監督当局が決定した場合</p>
32	元本の削減が生じる範囲(20)	常に全部削減
33	元本回復特約の有無(21)	無
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全

ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 発行者について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAB8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	23,700百万円
9	額面総額(4)	39,500百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.649パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容に有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有

その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 発行者について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

6. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BAB6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	34,020 百万円
9	額面総額(4)	57,700 百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2020年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.749パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務

36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

(1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 発行者について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260CAB4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	3,600百万円
9	額面総額(4)	6,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2020年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6か月物ユーロ円 LIBOR + 1.0パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務

36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 発行者について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

8. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAC6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	30,000百万円
9	額面総額(4)	50,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年12月6日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日:2020年11月26日 償還金額:各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日(毎年5月26日および11月26日(当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日))
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.773パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容をもつものの名称又は種類(22)	一般債務

36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

(1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。

(4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

(6) 発行者について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

9. 野村證券株式会社 第3回無担保社債(劣後特約付)

自己資本調達手段(劣後債)

1	発行者	野村證券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376261B834
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村證券株式会社第3回無担保社債(劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	17,083 百万円
9	額面総額(4)	49,200 百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2008年3月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年3月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.28パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

(1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更正計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、発行者について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

発行者について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ないし に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ないし の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

自己資本規制比率を充足しない場合

発行者が本社債の元利金の支払いを行うことにより金融商品取引法第 46 条の 6 第 2 項の規定(金融商品取引法に定める金融商品取引業者の自己資本規制比率に関する規定が改正された場合には、改正後の規定を指すものとする。以下同じ。)に違反することになる場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

発行者が当該元利金の支払いを行っても金融商品取引法第 46 条の 6 第 2 項に違反しなくなること。

(2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の発行者の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに発行者に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ないし に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。

10. 野村證券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段(劣後ローン)

1	発行者	野村證券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	39,704 百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2008年6月25日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年6月25日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	2.4 パーセント 注1
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 2016年6月末時点の Tier2 資本に該当する劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

11. 野村證券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段(劣後ローン)

1	発行者	野村證券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	3,992 百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2008年6月30日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	2.4 パーセント 注1
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 2016年6月末時点の Tier2 資本に該当する劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

12. キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO.,LTD 非支配持分

自己資本調達手段(非支配持分)

1	発行者	キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	TH0108010Z01
3	準拠法	タイ法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	1,202 百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

13. Nomura Asset Management Taiwan Ltd. 非支配持分

自己資本調達手段(非支配持分)

1	発行者	Nomura Asset Management Taiwan Ltd.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	香港法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	1,023 百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

14. Nomura Asia Investment (VietNam) Pte Ltd 非支配持分

自己資本調達手段(非支配持分)

1	発行者	Nomura Asia Investment (Viet Nam) Pte Ltd
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	シンガポール法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	367百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

15. Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分

自己資本調達手段(非支配持分)

1	発行者	Chi-X Global Holdings LLC
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	デラウェア州法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	321 百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

16. 株式会社杉村倉庫 非支配持分

自己資本調達手段(非支配持分)

1	発行者	株式会社杉村倉庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	1,244 百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

17. Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd. 非支配持分

自己資本調達手段(非支配持分)

1	発行者	Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	中華人民共和国公司法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	99百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

18. 株式会社ウエルス・スクエア 非支配持分

自己資本調達手段(非支配持分)

1	発行者	株式会社ウエルス・スクエア
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3) 連結自己資本規制比率	190百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5) 連結貸借対照表	非支配持分 非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7) 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

第5章 連結レバレッジ比率に関する開示事項

(単位:百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当最終指定親会社四半期末 (2016年6月末)	前最終指定親会社四半期末 (2016年3月末)	
オン・バランス資産の額(1)					
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	23,002,322	23,304,925	
	1a	1	連結貸借対照表における総資産の額	42,918,447	41,090,167
	1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額() (注1)	395,000	413,239
	1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子法人の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	-	-
	1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額()	19,521,125	17,372,004
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額()	193,386	205,474	
3		オン・バランス資産の額 (イ)	22,808,936	23,099,451	
デリバティブ取引等に関する額(2)					
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	2,579,952	3,156,825	
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	10,069,410	11,134,946	
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	827,299	604,142	
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	1,990,972	1,884,915	
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額()	369,933	631,957	
8		清算会員である最終指定親会社等が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額()			
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	17,824,891	21,287,346	
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額()	15,796,100	18,922,035	
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	17,126,491	18,514,183	
レボ取引等に関する額(3)					
12		レボ取引等に関する資産の額	31,125,320	31,711,087	
13		レボ取引等に関する資産の額から控除した額()	14,174,675	16,633,427	
14		レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	1,634,998	2,557,418	
15		代理取引のエクスポージャーの額			
16	5	レボ取引等に関する額 (ハ)	18,585,643	17,635,078	
オフ・バランス取引に関する額(4)					
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	1,288,114	1,251,874	
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額()	361,946	407,345	

(単位:百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当最終指定親会社四半期末 (2016年6月末)	前最終指定親会社四半期末 (2016年3月末)
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	926,168	844,529
連結レバレッジ比率(5)				
20		資本の額 (ホ)	2,555,088	2,577,525
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)	59,447,239	60,093,241
22		連結レバレッジ比率((ホ) / (ヘ))	4.29%	4.28%

(注) 1 「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」(平成二十七年金融庁告示第十一号)第3条第3項に基づき、連結保険子法人等について、連結レバレッジ比率算出において、非連結子会社としての取り扱いをしております。

第2部 連結流動性規制に関する開示

(流動性に係る経営の健全性の状況)

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件(平成27年金融庁告示第9号)に基づき行う開示

第1章 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(単位:百万円、%、件)

項目		当最終指定親会社四半期 (2017年3月期 第1四半期)		前最終指定親会社四半期 (2016年3月期 第4四半期)	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額	5,816,876		6,180,992	
資金流出額 (2)		資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額	435,135	98,802	433,859	82,657
3	うち、安定預金の額	-	-	-	-
4	うち、準安定預金の額	435,135	98,802	433,859	82,657
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	1,824,656	1,689,429	2,014,356	1,881,450
6	うち、適格オペレーショナル預金の額	-	-	-	-
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額	1,563,805	1,428,577	1,714,554	1,581,649
8	うち、負債性有価証券の額	260,852	260,852	299,802	299,802
9	有担保資金調達等に係る資金流出額		2,737,499		2,921,507
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	2,082,703	1,858,381	1,997,391	1,741,428
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	1,737,926	1,737,926	1,619,363	1,619,363
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	-	-	-	-
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	344,777	120,455	378,028	122,065
14	資金提供義務に基づく資金流出額等	4,486,484	1,090,416	4,054,040	1,076,202
15	偶発事象に係る資金流出額	501,285	242,188	523,872	249,061
16	資金流出合計額		7,716,716		7,952,306
資金流入額 (3)		資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額	26,717,479	2,022,781	27,124,232	2,077,773
18	貸付金等の回収に係る資金流入額	789,158	711,091	727,174	658,939
19	その他資金流入額	4,488,206	1,929,629	4,395,273	1,690,456
20	資金流入合計額	31,994,843	4,663,501	32,246,679	4,427,168
連結流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額		5,816,876		6,180,992
22	純資金流出額		3,053,215		3,525,138
23	連結流動性カバレッジ比率		190.8%		175.8%
24	平均値計算用データ数		3		3